

紀の川流域委員会勉強会運営方針の比較

紀の川流域委員会勉強会運営方針	紀の川流域委員会勉強会運営方針（案）
<p>（名称） 第1条 本会は「紀の川流域委員会勉強会」（以下「勉強会」という。）という。</p> <p>（設置） 第2条 紀の川流域委員会（以下「委員会」という。）規約第8条に基づき設置する。</p> <p>（目的） 第3条 勉強会は、現行の「紀の川水系工事实施基本計画」について、委員が知見を深めるために設ける。</p> <p>（組織及び運営） 第4条 勉強会の構成メンバーは委員とする。なお、委員の代理出席は認めない。 河川管理者は、勉強会に対して現行の「紀の川水系工事实施基本計画」について説明や意見を述べる。 2. 当勉強会については、委員の定足数は設けないものとする。 3. <u>勉強会が必要と認めた場合、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。</u></p> <p>（座長） 第5条 勉強会には座長を置くこととし、委員長が指名する。 2. 座長は会務を総括し、勉強会を代表する。 3. 勉強会は座長が召集し、運営は勉強会が行う。 4. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（情報公開） 第6条 勉強会で議論された内容については、座長が委員会で報告する。 2. 勉強会資料は公開する。 3. <u>河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。</u></p> <p>（運営方針の改正） 第7条 本運営方針の改正は、委員会において定める。</p> <p>（雑則） 第8条 本運営方針に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。</p> <p>付則 （施行期間） この運営方針は、<u>平成14年6月12日から</u>施行する。</p>	<p>（名称） 第1条 本会は「紀の川流域委員会勉強会」（以下「勉強会」という。）という。</p> <p>（設置） 第2条 紀の川流域委員会（以下「委員会」という。）規約第8条に基づき設置する。</p> <p>（目的） 第3条 勉強会は、現行の「紀の川水系工事实施基本計画」について、委員が知見を深めるために設ける。</p> <p>（組織及び運営） 第4条 勉強会の構成メンバーは委員とする。なお、委員の代理出席は認めない。 河川管理者は、勉強会に対して現行の「紀の川水系工事实施基本計画」について説明や意見を述べる。 2. 当勉強会については、委員の定足数は設けないものとする。</p> <p>（座長） 第5条 勉強会には座長を置くこととし、委員長が指名する。 2. 座長は会務を総括し、勉強会を代表する。 3. 勉強会は座長が召集し、運営は勉強会が行う。 4. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（情報公開） 第6条 <u>勉強会は非公開とする。</u> 2. <u>勉強会で議論された内容については、座長が委員会で報告する。</u> 3. 勉強会資料は公開する。 4. <u>河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。</u></p> <p>（運営方針の改正） 第7条 本運営方針の改正は、委員会において定める。</p> <p>（雑則） 第8条 本運営方針に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。</p> <p>付則 （施行期間） この運営方針は、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p>